

●第2種(新型コロナウイルス感染症とインフルエンザは登校届。それ以外は医師による意見書が必要)

病名	出席停止期間
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
インフルエンザ	発症後5日、かつ、解熱後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
風しん(3日はしか)	発疹が消失するまで
水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消失した後2日を経過するまで
結核	病状により医師が感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	

●第3種学校感染症(その他の感染症は登校届。それ以外は医師による意見書が必要)

病名	出席停止期間
コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス	病状により医師が感染の恐れがないと認めるまで
腸管出血性大腸菌感染症(O-157)	
流行性角結膜炎	
急性出血性結膜炎	

病名	出席停止期間	
その他の感染症	溶連菌感染症	病状により医師が感染の恐れがないと認めるまで
	ウイルス性肝炎	
	手足口病	
	伝染性紅斑(リンゴ病)	
	ヘルパンギーナ	
	マイコプラズマ感染症	
感染性胃腸炎(ウイルス性胃腸炎・流行性おう吐下痢症)		
※アタマジラミ	出席停止の必要はありませんが、担任にはご連絡ください。医師の診断にしたがい、治療をしてください。	
※伝染性軟属腫(水いぼ)		
※伝染性膿痂疹(とびひ)		